

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例に伴う情報提供ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の規定による協力に関する事務処理を行うため	
記録項目	1 違反者氏名、2 違反者住所、3 違反車両の登録（車両）番号、4 違反・事故の種別、5 違反日時、6 違反場所、7 事業者氏名、8 事業者住所、9 違反者が飲酒した日、10 違反者が飲酒した飲食店の名称、11 違反者が飲酒した飲食店の所在地	
記録範囲	違反者	
記録情報の収集方法	違反者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター	
	(所在地) 〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

